

那覇市立認定こども園条例及び那覇市職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市立認定こども園条例及び那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市立樋川みらいこども園及び当該こども園の保育教諭が保育の業務に従事したときに支給する特殊勤務手当を廃止するため、この案を提出する。

那覇市立認定こども園条例及び那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市立認定こども園条例の一部改正)

第1条 那覇市立認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市立認定こども園条例</u> (設置) 第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の規定に基づく施設として、<u>幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園</u>(以下「こども園」という。)を設置する。 (定義) 第2条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>幼保連携型認定こども園 法第2条第7項の幼保連携型認定こども園をいう。</u> (2) <u>保育所型認定こども園 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項の保育所で法第3条第1項の認定を受けたものをいう。</u> (<u>類型、名称及び位置</u>) 第3条 こども園の<u>類型、名称及び位置</u>は、次の表のとおりとする。 [表 別記]	<u>那覇市立こども園条例</u> (設置) 第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の規定に基づく施設として、<u>こども園</u>を設置する。 (定義) 第2条 この条例において「<u>こども園</u>」とは、<u>法第2条第7項の幼保連携型認定こども園をいう。</u> (名称及び位置) 第3条 こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 [表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

[改正前 別記]

[第3条の表]

類型	名称	位置
幼保連携型認定こども園	那覇市立開南こども園	那覇市泉崎1丁目1番5号
	那覇市立壺屋こども園	那覇市牧志3丁目14番12号
	那覇市立天妃こども園	那覇市久米1丁目3番2号
	那覇市立泊こども園	那覇市泊2丁目23番地9
	那覇市立那覇こども園	那覇市前島1丁目7番1号
	那覇市立与儀こども園	那覇市与儀1丁目1番1号
	那覇市立真嘉比こども園	那覇市真嘉比1丁目18番1号
	那覇市立真和志こども園	那覇市寄宮3丁目1番1号
	那覇市立上間こども園	那覇市長田2丁目11番60号
	那覇市立城北こども園	那覇市首里石嶺町1丁目162番地
	那覇市立城南こども園	那覇市首里崎山町4丁目35番地2
	那覇市立城西こども園	那覇市首里真和志町1丁目5番地
	那覇市立大名こども園	那覇市首里大名町1丁目49番地
	那覇市立小禄南こども園	那覇市小禄4丁目14番地1
	那覇市立天久みらいこども園	那覇市天久1丁目4番1号
	那覇市立大道みらいこども園	那覇市字大道146番地1
	那覇市立久場川みらいこども園	那覇市首里久場川町2丁目18番10号
	那覇市立宇栄原みらいこども園	那覇市宇栄原4丁目17番10号
保育所型認定こども園	那覇市立樋川みらいこども園	那覇市樋川2丁目10番1号
備考 こども園の名称中に「みらいこども園」とあるものは、ア及びイに掲げる者を入園の対象とし、その他のこども園は、アに掲げる者を入園の対象とする。 ア 満3歳以上の小学校就学の始期に達するまでの子ども イ 満3歳未満の保育を必要とする子ども		

[改正後 別記]

[第3条の表]

名称	位置
那覇市立開南こども園	那覇市泉崎1丁目1番5号
那覇市立壺屋こども園	那覇市牧志3丁目14番12号
那覇市立天妃こども園	那覇市久米1丁目3番2号
那覇市立泊こども園	那覇市泊2丁目23番地9
那覇市立那覇こども園	那覇市前島1丁目7番1号
那覇市立与儀こども園	那覇市与儀1丁目1番1号
那覇市立真嘉比こども園	那覇市真嘉比1丁目18番1号
那覇市立真和志こども園	那覇市寄宮3丁目1番1号
那覇市立上間こども園	那覇市長田2丁目11番60号
那覇市立城北こども園	那覇市首里石嶺町1丁目162番地
那覇市立城南こども園	那覇市首里崎山町4丁目35番地2
那覇市立城西こども園	那覇市首里真和志町1丁目5番地

那覇市立大名こども園	那覇市首里大名町1丁目49番地
那覇市立小禄南こども園	那覇市小禄4丁目14番地1
那覇市立天久みらいこども園	那覇市天久1丁目4番1号
那覇市立大道みらいこども園	那覇市字大道146番地1
那覇市立久場川みらいこども園	那覇市首里久場川町2丁目18番10号
那覇市立宇栄原みらいこども園	那覇市宇栄原4丁目17番10号
備考 こども園の名称中に「みらいこども園」とあるものは、ア及びイに掲げる者を入園の対象とし、その他のこども園は、アに掲げる者を入園の対象とする。 ア 満3歳以上の小学校就学の始期に達するまでの子ども イ 満3歳未満の保育を必要とする子ども	

(那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(13) [略] (14) <u>保育手当</u> (保育手当) 第16条 <u>那覇市立認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)第2条第2号の保育所型認定こども園の保育教諭が保育の業務に従事したときに、従事した日1日につき、800円を超えない範囲内で規則で定める額を支給する。</u> (手当額の特例) 第17条 [略] 2 次に掲げる特殊勤務手当の支給される勤務に従事した時間が勤務の特殊性を考慮して規則で定める時間に満たないときは、当該手当は支給しない。 (1)～(3) [略] (4) <u>保育手当</u> 第18条 [略]	(特殊勤務手当の種類) 第2条 [略] (1)～(13) [略] (手当額の特例) 第16条 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] 第17条 [略]
備考 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。